

（本号の目次）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和 7 年(2025 年)7 月17 日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 7 月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 7 月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

（掲載判例 INDEX）

*「1.法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

（民事法）

【1】Yの被相続人Aは別荘地の管理契約を締結することなくXの管理業務という労務により法律上の原因なく利益を受け、そのためにXに損失を及ぼしたものと認められるとして管理費として相当と認められる額の不当利得返還義務を負うとした事例（2025年6月30日最高裁）

参照条文等：民法703条

キーワード：別荘地 管理業務という労務 不当利得

【2】別荘地内に土地を所有するYが当該別荘地の管理会社Xに対し管理費として相当と認められる額の不当利得返還義務を負うとした第1審判決は正当であるからYの被相続人Aの控訴を棄却すべきであるとした事例（2025年6月30日最高裁）

参照条文等：民法703条

キーワード：別荘地 管理業務という労務 不当利得

【3】自動車事故被害者に対して人身傷害保険金を支払った保険会社は、支払った人身傷害保険金の額と素因減額をした後の損害額のうちいずれか少ない額を限度として被害者の加害者に対する損害賠償請求権を代位取得すると解するのが相当であると判示（2025年7月4日最高裁）

参照条文等：保険法25条、民法722条2項

キーワード：素因減額後の損害金 支払済みの人身傷害保険金 代位取得

【4】遺留分権利者Xから遺留分減殺に基づく土地持分の現物返還請求を受けた受遺者Yが価額を弁償する旨の意思表示をした場合、Xが価額弁償請求権行使の意思表示をしていないにも拘わらずYに対して当該持分の価額の支払を命じた原審の判断に違法があるとした事例（2025年7月10日最高裁）

参照条文等：民法（平成30年法律第72号による改正前のもの）1031条・1041条1項

キーワード：遺留分減殺 現物返還請求 価額賠償の意思表示

【5】車の衝突事故において一方当事者のXは自分の車は希少性が高く骨董的価値があるとして損傷部位の部分塗装ではなく全体塗装を求めたが、骨董的価値が高ければ自衛措置をとるべきだったとして部分塗装の限度でXの請求を認容した事例（2023年2月14日東京地裁）

参照条文等：民法416条・709条

キーワード：骨董価値のある車両 全体塗装 交通事故

【6】一棟の建物として登記された建物のうち専有部分（X建物部分）の所有者Xが他の専有部分（Y建物部分）を取り壊そうとしているYに対し共用部分の共有持分権または区分所有権による妨害予防請求権に基づき、その取壊しの禁止を求めたところ請求が認容された事例（2024年2月28日東京地裁）

参照条文等：区分所有法1条

キーワード：妨害予防請求権 専有部分の取壊しの禁止 区分所有

【7】原告らの生後9ヶ月の子がベッドガードとマットの間に挟まり死亡し、原告らがベッドガードを販売した被告に損害賠償を求めた事案で、被原告らにも取扱説明書の確認不足などの落ち度があったとして3割の過失相殺をしたうえで請求の一部を認容した事例（2024年3月22日東京地裁）

参照条文等：製造物責任法2条2項・3条

キーワード：ベットガード 製造物責任法 指示・警告上の欠陥

【8】原告が妻である被告に離婚請求した事案で、長期の別居が婚姻関係破綻を基礎付けるとしつつも、原告は離婚の実現のために別居に踏み切り、婚姻費用分担義務を顧みないことなどから原告が有責配偶者に当たる旨判示し、離婚請求を棄却した事例（2022年4月28日東京家裁）

参照条文等：民法1条2項・770条1項5号

キーワード：信義誠実の原則 有責配偶者 離婚請求

【9】外国の方式に従って婚姻した日本人夫婦においても、婚姻の届出に際しては夫又は妻の氏のいずれかを「夫婦が称する氏」として届け出る義務を負っていると判示（2025年1月10日東京家裁）

参照条文等：民法750条、戸籍法41条・74条1項

キーワード：夫婦が称する氏 外国の方式による婚姻 氏の届出

（知的財産）

【10】四足動物のような体を有する動物を描いた図形部分と、「キリンフーズ」の片仮名文字からなる商標（本件商標）の商標権者である被告に対し、「麒麟」の文字からなり被告と同じ指定商品の商標権者である原告が本件商標の無効を請求し、認容された事案（2025年6月16日知財高裁）

参照条文等：商標法4条1項11号

キーワード：商標無効請求 自他識別標識 誤認混同

【11】発明の名称を「ダニ捕獲マット」とする特許権に基づく侵害行為差止請求等を棄却した原審を不服として特許権者である控訴人が控訴したが、被告製品は特許発明の構成要件に関して文言侵害は成立せず、均等侵害にも当たらないとして控訴を棄却した事案（2025年6月18日知財高裁）

参照条文等：特許法70条1項・2項

キーワード：文言侵害 均等侵害 差止請求

【12】意匠に係る物品を「収納容器」とする意匠権に基づく侵害行為差止等請求につき、原審は差止等請求を認容したが、被告の本件控訴に基づき被告意匠は原告意匠と類似するとは認められないとして原判決中被告敗訴部分を取消した事案（2025年6月26日知財高裁）

参照条文等：意匠法23条・24条

キーワード：差止請求 類似性 意匠権

【13】「防災士」の文字からなり第41類「知識の教授」等を指定役務とする商標の商標権者である原告が、「キッズ防災士」を標準文字で書いてなり第41類「知識の教授」等を指定役務とする商標の商標権者である被告に対し被告商標の無効を請求したところ棄却された事案（2025年6月30日知財高裁）

参照条文等：商標法4条1項11号

キーワード：商標無効 識別力

（民事手続）

【14】合議体の裁判官の1名が代わったが従前の口頭弁論の結果が陳述されないまま弁論が終結し、交代後の裁判官によってされた原判決に民訴法312条2項1号に規定する事由が存在するとされた

事例(2025年7月10日最高裁)

参照条文等:民訴法249条1項

キーワード:直接主義 裁判官の交代 口頭弁論の結果の陳述

(刑事法)

【15】第1審判決を破棄自判し軽い刑を言い渡した原判決の判断には刑訴法397条1項、379条の解釈適用を誤った違法があると認める一方、本件上告は被告人の申立てに係るものであり、違法は同法411条を適用すべきものとは認められないとして上告を棄却した事例(2025年7月7日最高裁)

参照条文等:刑訴法321条1項2号前段・379条

キーワード:相対的控訴理由 証拠決定の違法性 上告審

【16】控訴審は、他者と共謀して現金自動預払機から現金を窃取した窃盗罪等の犯罪事実を認定したが、電子計算機使用詐欺について共謀が認められないとして無罪を言い渡した。上告審では電子計算機使用詐欺の共謀が認められるとして控訴を棄却した(2025年7月11日最高裁)

参照条文等:刑法246条の2

キーワード:共謀の認定 電子計算機使用詐欺 原判決破棄

【17】生活保護費不正受給、領収書偽造及び区役所保護課職員に対する提出、共犯者の親族に対する強盗致死、強取した通帳等を利用した預金の詐取等から成る一連の事案であり、被告人は一部の罪につき無罪を主張したが、被告人の控訴理由を全て排斥し原審判決を是認(2025年7月9日福岡高裁)

参照条文等:刑法240条等

キーワード:生活保護の不正受給 強盗致死 犯罪の成否 量刑不当

(公法)

【18】生活保護法による生活扶助基準のデフレ調整につき一般国民の生活水準との不均衡是正のため物価変動率のみを直接の指標としたことに厚生労働大臣の判断の過程及び手続に過誤・欠落があり違法であるとする一方、国家賠償上の違法があったとは言えないとした事例(2025年6月27日最高裁)

参照条文等:生活保護法3条・8条2項、国家賠償法1条1項

キーワード:生活扶助基準 デフレ調整 厚生労働大臣の裁量権 国家賠償請求

【19】生活保護法による生活扶助基準のデフレ調整につき一般国民の生活水準との不均衡是正のため物価変動率のみを直接の指標としたことに厚生労働大臣の判断の過程及び手続に過誤・欠落があり違法であるとする一方、国家賠償上の違法があったとは言えないとした事例(2025年6月27日最高裁)

参照条文等:生活保護法3条・8条2項、国家賠償法1条1項

キーワード:生活扶助基準 デフレ調整 厚生労働大臣の裁量権 国家賠償請求

【20】市町村Aから一般廃棄物処分の委託を受けた者が市町村Bの区域内で行った一般廃棄物処分に起因して生活環境の保全上支障が生じ又は生ずるおそれがある場合、市町村Bがその支障の除去等の措置を講じた時は市町村Aとの関係において事務管理が成立し得ると判示(2025年7月14日最高裁)

参照条文等:民法697条1項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律4条1項・6条1項・2項・6条の2第1項・2項

キーワード:事務管理の成否 市町村 一般廃棄物処分

【21】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(令和4年法律第76号による

改正前のもの)20条1項に基づく介護給付費の支給決定に係る申請を却下する処分が違法であるとした原審の判断に違法があるとされた事例(2025年7月17日最高裁)

参照条文等:障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(令和4年法律第76号による改正前のもの)7条等

キーワード:障害者自立支援法 介護給付費の支給決定 市町村の裁量権

【22】Y市立保育所に入所していた児童Xが保育所で提供されたホットドッグを誤嚥して一時心肺停止となり後遺障害が残存したことにつきX及び両親らがYに慰謝料等を請求した事案。原判決はXらの請求を棄却したが、控訴審においてXらの請求が一部認容された事例(2024年9月26日東京高裁)

参照条文等:国家賠償法1条1項、地方自治法245条の4第1項

キーワード:保育所 ホットドッグ 後遺障害 国家賠償請求

【23】Xと別居中の妻が単独で子らの教育・保育給付認定の申請及び保育所等の入所に係る申込をしY(市)がそれを認定したことに対し、Xがその無効と損害賠償支払を求めた事案。本判決は、Xは「現に監護する者」とは認められない等としてYの認定に問題なしとした(2023年9月29日東京地裁)

参照条文等:国家賠償法1条1項、子ども・子育て支援法1条・6条2項・19条・20条1項・2項・3項

キーワード:子ども・子育て支援法 教育・保育給付認定 保護者

【24】Y市立小学校に通学していたX(小学5年生の女兒)が担任教諭に給食の完食を強要されるなどして精神的な苦痛を受けたとしてX及びその両親がYに損害賠償を請求した事案。担任教諭の日頃の粗暴な指導がXに心理的負荷を与えた等としてXの慰謝料30万円を認めた(2023年10月25日さいたま地裁)

参照条文等:国家賠償法1条1項

キーワード:小学生 担任教諭 給食の完食強要 精神的損害

【25】原告X(放送法に基づき設立された特殊法人)が、訴外第三者による渋谷区情報公開条例に基づく公文書の公開請求に対し渋谷区長が原告の番組制作過程で作成された文書の一部を公開する旨の決定をしたためその決定の取消を求めたところ、請求が認容された事例(2024年6月28日東京地裁)

参照条文等:渋谷区情報公開条例(渋谷区平成元年条例第39号)6条3号ア

キーワード:渋谷区情報公開条例 非公開情報 番組に関する取材の自由

【26】チュニジア国籍の原告が帰国すると同性愛者であることを理由に迫害を受ける恐れがあるとして難民認定申請をしたが不認定処分を受け、審査請求も棄却されたため、国に対し本件不認定処分等の取消しを求めたところ、難民に該当するとして請求が一部認容された事例(2024年7月4日大阪地裁)

参照条文等:出入国管理及び難民認定法(令和5年法律第56号による改正前のもの)2条3号の2・61条の2第1項、難民の地位に関する条約1条、難民の地位に関する議定書1条

キーワード:チュニジア 難民認定 同性愛者

(社会法)

【27】被告会社の職員である原告が、被告が賃金から業務上の経費を控除したことは賃金全額払の原則に反し許されないとして未払賃金の支払等を求めた事案。原告が控除に反対する意思を示した時点以降の費用相当額の限度でのみ原告の未払賃金の支払請求を認容した(2024年5月16日大阪高裁)

参照条文等:労働基準法24条1項

キーワード:賃金全額払の原則 経費の控除 賃金控除の合意

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

(民事法)

【1】最一判令和7年6月30日 裁判所HP

令和6年(受)第1067号 不当利得返還等請求事件(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/229/094229_hanrei.pdf

(裁判要旨)

別荘地内に土地を所有するYは、当該別荘地の管理会社Xに対し管理費として相当と認められる額の不当利得返還義務を負う。

(理由)

Yの被相続人Aは、別荘地の管理契約を締結することなくXの管理業務という労務により法律上の原因なく利益を受け、そのためにXに損失を及ぼしたものと認められる。このことは、本件管理業務が本件土地の経済的価値それ自体を維持又は向上させるものではなかったとしても変わるものではない。

そして、Aは、別荘地であることを認識して、その1区画である本件土地を取得したこと、管理契約を締結していない別荘地所有者が管理費を負担しないとすると、これを支払っている別荘地所有者との間で不公平な結果を生ずることになるほか、管理業務に要する費用を賄うための原資が減少して、管理業務の提供に支障が生じ、別荘地の基本的な機能や質の確保に悪影響が生ずるおそれがあること、管理業務は、別荘地所有者が個別になし得るものではなく、X以外に本件管理業務を提供することができる者がいることはうかがわれないことも踏まえると、AらがXによる管理業務の提供を望んでいなかったとしても、管理業務に対する管理費として相当と認められる額の負担を免れることはできない。

参照条文等:民法703条

【2】最一判令和7年6月30日 裁判所HP

令和5年(受)第2461号 不当利得返還等請求事件(破棄自判)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/230/094230_hanrei.pdf

(裁判要旨)

別荘地内に土地を所有するYが当該別荘地の管理会社Xに対し管理費として相当と認められる額の不当利得返還義務を負うとした第1審判決は正当であるから、Yの控訴を棄却すべきである。

(理由)

Yは、管理契約を締結することなくXの管理業務という労務により法律上の原因なく利益を受け、そのためにXに損失を及ぼしたものと認められる。このことは、管理業務が本件土地の経済的価値それ自体を維持又は向上させるものではなかったとしても変わるものではない。

そして、Yは、別荘地であることを認識して、その1区画である本件土地を取得したこと、管理契約を締結していない別荘地所有者が管理費を負担しないとすると、これを支払っている別荘地所有者との間で不公平な結果を生ずることになるほか、管理業務に要する費用を賄うための原資が減少して、管理業務の提供に支障が生じ、別荘地の基本的な機能や質の確保に悪影響が生ずるおそれがあること、管理業務は、別荘地所有者が個別になし得るものではなく、X以外に本件管理業務を提供することができる者がいることはうかがわれないことも踏まえると、YらがXによる本件管理業務の提供を望んでいなかったとしても、管理業務に対する管理費として相当と認められる額の負担を免れることはできない。

参照条文等:民法703条

【3】最三判令和7年7月4日 裁判所HP

令和5年(受)第1838号 損害賠償、求償金請求事件(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/240/094240_hanrei.pdf

(裁判要旨)

裁判所が自動車保険契約の人身傷害条項の被保険者である被害者に対する損害賠償の額を定めるに当たり被害者に対する加害行為前から存在していた被害者の疾患をしんしゃくしいわゆる素因減額をする場合において、上記疾患が本件限定支払条項にいう既存の身体の障害又は疾病に当たるときは、被害者に対して人身傷害保険金を支払った保険会社は、支払った人身傷害保険金の額と素因減額をした後の損害額のうちいずれか少ない額を限度として被害者の加害者に対する損害賠償請求権を代位取得すると解するのが相当である。

(理由)

本件限定支払条項は、人身傷害保険金は事故により被保険者が身体に傷害を被ることによって被保険者等に生じた損害の填補を目的として支払われるものであることから、既存の身体の障害又は疾病の影響により障害が重大となった場合には、保険会社は、その影響の度合いに応じて保険金の一部を減額して支払うものとするにより、既存の身体の障害又は疾病による影響に係る部分を保険による損害填補の対象から除外する趣旨を明らかにしたものと解される。そうすると、本件人身傷害条項に基づき支払われる人身傷害保険金は、被保険者の既存の身体の障害又は疾病による影響に係る部分を除いた損害を填補する趣旨・目的の下で支払われるものであるということができる。

したがって、上記人身傷害条項の被保険者である被害者に対する加害行為と加害行為前から存在していた被害者の疾患とが共に原因となって損害が発生した事案について、裁判所が、損害賠償の額を定めるに当たり、民法722条2項の過失相殺の規定を類推適用して、上記疾患をしんしゃくし、その額を減額する場合において、上記疾患が本件限定支払条項にいう既存の身体の障害又は疾病に当たるときは、被害者に支払われた人身傷害保険金は、上記疾患による影響に係る部分を除いた損害を填補するものと解すべきである。

参照条文等：保険法25条、民法722条2項

【4】最一判令和7年7月10日 裁判所HP

令和6年(受)第2号 遺留分減殺請求事件(破棄自判)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/263/094263_hanrei.pdf

(裁判要旨)

遺留分権利者Xから遺留分減殺に基づく土地の持分の現物返還請求を受けた受遺者Yが、価額を弁償する旨の意思表示をした場合において、Xが価額弁償を請求する権利を行使する旨の意思表示をしていないにも拘わらず、Yに対して当該持分の価額の支払を命じた原審の判断には違法がある。

(理由)

遺留分権利者から遺留分減殺に基づく目的物の現物返還請求を受けた受遺者が民法1041条1項の規定により遺贈の目的の価額を弁償する旨の意思表示をした場合において、遺留分権利者が受遺者に対して価額弁償を請求する権利を行使する旨の意思表示をしたときは、遺留分権利者は、遺留分減殺によって取得した目的物の所有権及び所有権に基づく現物返還請求権を遡って失い、これに代わる価額弁償請求権を確定的に取得するが(最高裁平成18年(受)第1572号同20年1月24日第一小法廷判決・民集62巻1号63頁)、遺留分権利者が上記意思表示をするまでは、遺留分減殺によって取得した目的物の所有権及び所有権に基づく現物返還請求権のみを有するものと解するのが相当である。

参照条文等：民法(平成30年法律第72号による改正前のもの)1031条・1041条1項

【5】東京地判令和5年2月14日 判例時報2622号41頁

平成31年(ワ)第10563号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(確定))

Xが所有及び運転する自家用普通乗用自動車は1967年製マセラティ・ミストラルという車種で、生産台数が少なく、希少性が高い車両として高額で取引される車両であったところ、同車両がY車両との衝突事故により破損し、XはYに対し損害賠償請求を行った。Xは、X車の修理費について、同車両は骨董品等と同様に希少性に価値を有しているとして、損傷部位だけの塗装(部分塗装)ではなく、全体に塗装する方法(全塗装)を行うべきであると主張した。本判決は、車両が公道を通行すること自体に何らかの事故に遭遇して車両が毀損される一定の危険性が内包されるため、骨董的価値が高いのであれば、美術品運搬時と同様に保険加入を行うといった自衛措置をとることが社会通念上求められるとして、一般高級車両を毀損した場合と同様の範囲で損害を認めるべきとし、部分塗装の限度でXの請求を認めた。

参照条文等：民法416条・709条

【6】東京地判令和6年2月28日 判例時報2622号64頁

令和4年(ワ)第4018号 建物取壊工事禁止請求事件(認容(控訴))

一棟の建物として登記された建物のうち専有部分(X建物部分)の所有者であるXが他の専有部分(Y建物部分)を取り壊そうとしているYに対し、本件建物は区分所有法1条にいう一棟の建物に当たるとして、共用部分の共有持分権または区分所有権による妨害予防請求権に基づき、その取壊しの禁止を求めた事案。

本判決は、一棟の建物の該当性について、(1)建築構造上の一体性、(2)外観上の一体性について、一体のものと評価できるとし、(3)建物機能の一体性、(4)用途ないし利用上の一体性については一体性の程度は高くないが、この程度が高くないことをもって一棟の建物に該当しないということとはできないとして、該当性を認め、Xの請求を認めた。

参照条文等：区分所有法1条

【7】東京地判令和6年3月22日 判例タイムズ1532号167頁

令和3年(ワ)第3374号損害賠償請求事件(一部認容、控訴(後一部変更、一部控訴棄却))

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/544/093544_hanrei.pdf

被告が輸入、販売する転落防止用のベッドガードを購入してこれをベッドに取り付けて使用していたところ、原告らの子B(生後9ヶ月)が、就寝中に本件ベッドガードとベッドマットの間に挟まって死亡する事故が発生し、原告らが被告に対し、本件ベッドガードに設計上及び指示・警告上の欠陥があり、これによって本件事故が発生したと主張し、製造物責任法3条に基づく損害賠償を請求した。

本判決は、被告の実験結果によれば、本件ベッドガードはBS規格(イギリスにおける製品安全基準)の隙間に関する基準に適合しており、それはSG基準(日本国内における製品安全基準)にも適合するもので、本件ベッドガードに設計上の欠陥は認められないが、本件ベッドガードは、使用対象年齢未満の乳幼児に使用されることがないように十分な指示・警告がなされていたとはいえず、指示・警告上の欠陥があったと認定した。その上で、原告らが、取扱説明書の記載に沿わない方法で本件ベッドガードを設置していることや、取扱説明書を確認していれば使用対象年齢を認識できたことを原告らの落ち度として総合に考慮し、3割の過失相殺をし、請求を一部認容した。

参照条文等：製造物責任法2条2項・3条

【8】東京家判令和4年4月28日 判例タイムズ1532号245頁

令和3年(家ホ)第342号 離婚請求事件(請求棄却、控訴(後控訴棄却))

原告が、その妻である被告に離婚請求をしたのに対し、本判決は、原告と被告との間に婚姻の継続を困難とするほどの性格、価値観等の不一致があったと認めるには足りないとしつつも、別居期間が4年6ヶ月を超えるものになっていること自体が婚姻関係の破綻を基礎付ける事情であるとして、本件婚姻関係には民法770条1項5号所定の婚姻を継続し難い重大な事由があると認めたが、その原因は、被告との離婚を一方的に実現させようとした原告が、被告との別居に踏み切るにとどまらず、被告に対して婚姻費用分担義務を負っていることを顧みずこれを支払わず、兵糧攻めともいふべき身勝手な振る舞いを続け、婚姻関係の修復を困難なものにしたことにあったとして、原告が有責配偶者に当たる旨を判示し、子らの年齢等の事実関係に照らすと原告の離婚請求は信義誠実の原則に反するとして、原告の請求を棄却した。

参照条文等：民法1条2項・770条1項5号

【9】東京家審令和7年1月10日 判例タイムズ1532号241頁

令和4年(家)第5325号 市長村長処分不服申立事件(申立却下、即時抗告)

アメリカ合衆国ニューヨーク州において、同州の方式により婚姻を挙行した日本国籍の申立人らが、東京都千代田区長に対し、夫又は妻の氏のいずれかを夫婦が称する氏として定める記載のない婚姻届を提出したところ、本件届出が夫婦同氏制を定める民法750条及び戸籍法74条1号に違反することを理由に不受理とされたため、同区長に対し、戸籍法122条に基づき本件届出の受理を命ずることを求めた事案。

本審判は、本件婚姻については、民法の定める実質的成立要件及びニューヨーク州法の定める形式的成立要件を充足し有効に成立しているとしたが、婚姻の効力については、通則法25条に基づき、日本法が適用されるとし、民法750条は、婚姻により同氏の効力が発生するものとしており、戸籍法により、夫婦が称する氏の届出をし(同法4条1号)、一の夫婦及びこれと氏を同じくする子ごとに戸籍が編成される(同法6条)ことが予定されていることからすると、外国の方式に従って婚姻した日本人夫婦においても、婚姻の届出に際しては、夫又は妻の氏のいずれかを「夫婦が称する氏」として届け出る義務を負っているため、本件届出の不受理処分は不当とはいえないと判示し、本件申立を却下した。

参照条文等：民法750条、戸籍法41条・74条1項

(知的財産)

【10】知財高判令和7年6月16日 裁判所HP

令和6年(行ケ)第10107号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟(認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/198/094198_hanrei.pdf

被告は、四足動物のような体を有する動物を描いた図形部分と、「キリンフーズ」の片仮名文字からなる文字部分で構成され、第30類「穀物の加工品」等を指定商品とする商標(本件商標)の商標権者である。原告は、「麒麟」の文字からなり、第30類等に属する商品を指定商品とする商標(引用商標)の商標権者である。

原告が、引用商標「麒麟」に基づいて、本件商標の商標登録を無効にすることについて審判を請求したところ、特許庁が不成立の審決をしたので、原告が本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した事案。

企業名の後ろに「フーズ」を付して食品会社であることを示す例は多数見受けられることからすると、本件商標の文字部分のうち「フーズ」の部分の自他識別力は、「キリン」の部分に比べ弱いものであることができる。また、本件商標の図形部分に描かれた、特徴的な動物の図形は、想像上の動物である「麒麟」をモチーフにしたものという印象を与える。これらによると、本件商標は、文字部分のうちの自他識別力を有する部分である「キリン」を要部として抽出することができるというべきである。

そして、本件商標と引用商標は、外観において相違するものの、想像上の動物である麒麟の観念及び「キリン」の称呼を共通にするものであり、本件商標からは「キリンフーズ」との称呼も生じるものの、自他識別標識として分離抽出することができる要部から生じる「キリン」の称呼及び想像上の動物である麒麟の観念を共通とするものであり、外観の相違は、称呼、観念の共通性による印象を凌駕するほど顕著なものということとはできないといえる。

これらの外観、称呼及び観念によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、本件商標と引用商標は、全体として、商品・役務の出所について誤認混同を生じるおそれがある類似の商標であると認められる。したがって、本件商標は、他人の登録商標である引用商標と類似する商標であって、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用するものであるから、商標法4条1項11号に該当するとして原告の請求は認容された。

参照条文等:商標法4条1項11号

【11】知財高判令和7年6月18日 裁判所HP

令和6年(ネ)10078号等 特許権侵害差止等請求控訴事件 特許権 民事訴訟(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/224/094224_hanrei.pdf

発明の名称を「ダニ捕獲マット」とする特許権に基づく侵害行為差止請求等を棄却した原審を不服として特許権者である控訴人が控訴したが、被告製品は特許発明の構成要件に関して文言侵害は成立せず、均等侵害にも当たらないとして、控訴を棄却した事案。

(1) 文言侵害が成立するかについて

本件発明の特徴や「袋」という語の意味に照らすと、本件発明の構成要件A-3の「多孔質通気性袋」とは、内部に物体を収容できる空間部分と閉じるための口とを備えるものであって、その空間部分にダニ食餌を入れることにより、ダニ食餌が容易にこぼれ出て両面粘着テープと混合しないように保持するものをいうと解するのが相当である。しかし、販売被告製品では、ダニ食餌とダニ誘引香料との混合物を、2枚の不織布により挟み込んでいるにすぎず、これらの不織布の形状において空間部分と口とを備えているということとはできない上、挟み込まれた混合物が周囲にこぼれ出ているのであるから、このような2枚の不織布は、本件発明の「多孔質通気性袋」(構成要件A-3)に当たるとはいえない。

次に、本件発明の構成要件A-1の「ダニ誘引香料を含浸した織物シート」とは、当該織物シートの相当程度の広さにわたりダニ誘引香料がしみ込んでいるものをいうと解するのが相当である。販売被告製品については、被告製品1の内容物であるガーゼから、ダニ誘引香料として説明されることがあるヘキサナール、オクタナール及びノナナールが検出されたことが認められる。しかし、販売被告製品では、ダニ食餌とダニ誘引香料との混合物を2枚の不織布を挟み込んでいるため、当該混合物が現実には周囲にこぼれ出ていることからすると、ガーゼから上記化合物が検出されたのは、不織布に挟み込まれた香料がこぼれ出たものが検出された可能性が高く、ガーゼの相当程度の広さにわたりダニ誘引香料がしみ込んでいると認めるに足りない。したがって、販売被告製品が、構成要件A-1を備えているとはいえない。

(2) 均等侵害が成立するかについて

本件発明の本質的部分は、従来の防ダニシートにおいてダニの誘引作用及び捕捉作用が共に弱いとの課題を解決するために、ダニ食餌を入れる多孔質通気性袋を両面粘着テープとは区別された構成と

して備え、かつ、ダニ誘引香料を含浸した織物シートを備えていることにあるといえる。他方、販売被告製品は、少なくとも、ダニ誘引香料を含浸した織物シートに相当し得る構成を備えていない。そうすると、本件発明の構成中、販売被告製品と異なる部分は、本件発明の本質的部分でないということとはできないから、均等の第1要件を満たさない。

次に、本件発明は、大きな捕獲能力、すなわち強力な誘引作用及び捕捉作用を有するダニ捕獲マットを提供することを目的とするものである。これに対し、販売被告製品中のガーゼは、本件発明のように広範囲の領域から多数のダニを集め得る程度にダニ誘引香料を含んでいると認めるには足りない。また、ダニ食餌とダニ誘引香料の混合物が2枚の不織布により挟み込まれているにすぎない販売被告製品では、同混合物がこぼれ落ちて粘着性のあるテープ状部材に付着し、粘着剤成分と混ざり合った箇所においては粘着力が弱まることになる。そうすると、販売被告製品の構成によっては、本件発明と同一の作用効果を奏するということができないから、均等の第2要件を満たさない。

参照条文等：特許法70条1項・2項

【12】知財高判令和7年6月26日 裁判所HP

令和6年(ネ)10086号 意匠権侵害差止等請求控訴事件 意匠権 民事訴訟(認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/249/094249_hanrei.pdf

意匠に係る物品を「収納容器」とする意匠権に基づく侵害行為差止等請求につき、原審は差止等請求を認容したが、被告の本件控訴に基づき、被告意匠は原告意匠と類似するとは認められないとして、原判決中被告敗訴部分を取り消した事案。

(1)登録意匠に係る物品の性質、用途、使用態様の考慮

登録意匠に係る物品の性質、用途、使用態様を考慮すると、収納容器全体の形状(基本的構成態様①)が需要者の注意を強く惹く部分であることは明らかである。また、物を収納し又は収納することなく使用する際のインテリアの一部としての外観という観点からは、基本的構成態様①に加え、収納容器本体の外形を特徴付ける部分の形状である「側面が一面の滑らかな面からなり、軟質の合成樹脂で一体に形成されたような外観」である構成(以下「具体的構成態様②-1」という。)、把手の形状である具体的構成態様③及び上辺の形状である具体的構成態様④が、需要者の注意を強く惹く部分であるといえる。

(2)公知意匠の参酌

公知意匠を参酌すると、原告意匠は、その基本的構成態様①、具体的構成態様②-1、③及び④をすべて組み合わせた結果、新規な創作性が認められるのであるから、これらの各構成態様は、いずれも原告意匠の要部を構成するものと認めることができる。

(3)原告意匠と被告意匠の対比

原告意匠と被告意匠は、具体的構成態様②のうち、正面視及び背面視における収納容器本体の上辺の長さの下辺の長さとの高さの比率等が異なり(以下「差異点1」という。)、また、具体的構成態様④について、原告意匠は、全体として、長辺は中央部に向かって緩やかに下降し、短辺は中央部に向かって緩やかに上昇する曲線を描く形状であるのに対し、被告意匠の収納容器本体の上辺は全体としても水平な直線形状である(以下「差異点2」という。)。このうち、差異点2は、具体的構成態様④は、基本的構成態様①、具体的構成態様②-1及び③とともに、原告意匠の要部を構成する部分である。

(4)類否の判断

原告意匠の要部は、基本的構成態様①、具体的構成態様②-1、③及び④により構成されるから、具体的構成態様④に係る差異点2がある被告意匠は、基本的構成態様①、具体的構成態様②-1、③が共通するとはいえ、具体的構成態様④が一致しない以上、原告意匠の要部において異なることになる。

そして、差異点2に係る収納容器の上辺の形状である具体的構成態様④は、それ自体としては公知意匠にも存在する構成であるが、「器」の外形的特徴を示すものとして需要者の注意を強く惹く部分の一つであり、美感に与える影響は大きいといえることができる。

原告意匠を全体的にみても、全体的に自然で柔らかみのある統一的印象を与えるのに対し、上被告意匠は、他の構成が共通するにも関わらず、一部が平板で、原告意匠とは異なる美感を生じさせるものといえることができる。

以上を総合すると、被告意匠は、原告意匠と類似するとは認められない。

参照条文等：意匠法23条・24条

【13】知財高判令和7年6月30日 裁判所HP

令和6年(行ケ)第10096号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/238/094238_hanrei.pdf

原告は、「防災士」の文字からなり、第41類「知識の教授」等を指定役務とする商標(引用商標)の商標権者である。被告は、「キッズ防災士」を標準文字で書してなり、第41類「知識の教授」等を指定役務とする商標(本件商標)の商標権者である。

原告が、引用商標「防災士」に基づいて、本件商標「キッズ防災士」の商標登録を無効にすることについて審判を請求したところ、特許庁が不成立の審決をしたので、本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した事案。

原告は、本件商標「キッズ防災士」のうち、「防災士」の部分が要部として抽出されるから、本件商標からは「ボウサイシ」の称呼も生じる旨を主張する。この点、本件商標は、第41類「知識の教授」等を指定役務とするものであり、需要者には、防災関連の取引に従事する者や、防災関係者が含まれるものの、これらの指定役務の内容、性質に鑑みると、その需要者全体においては、一般の消費者が相当の割合を占めるものと認められる。そうすると、本件商標の需要者における類否の判断は、一般の消費者の認識により決すべきものと解される。そして、「防災士」については、一般の消費者の間においては、広く知られているとは認められず、周知性はない。そうすると、本件商標「キッズ防災士」の構成のうちの「防災士」の部分のみが、その部分の周知性の故に強く支配的な印象を与えるものとは認められず、その他に、その部分が強く支配的な印象を与えるとする理由はない。したがって、本件商標「キッズ防災士」のうち、「防災士」の部分に格別の識別力があるものとは認められず、本件商標は、「キッズ防災士」との一体不可分の構成の商標としてみるのが相当であり、「キッズ」と「防災士」とに分離して観察されるものではないと認められるから、本件商標からは「ボウサイシ」のみの称呼は生じないと解するのが相当である。

そうすると、本件商標と引用商標は、外観、称呼においていずれも異なる上に、観念においても比較することができないから、一般の消費者の認識において、時と所を異にして離隔的に観察した場合、本件商標と引用商標とは互いに紛れるおそれのある類似の商標であるとは認められない。

以上のとおり、本件商標は、引用商標と類似する商標ではなく、商標法4条1項11号に該当しないから、本件審決の判断に誤りはないとして原告の請求は棄却された。

参照条文等：商標法4条1項11号

(民事手続)

【14】最一判令和7年7月10日 裁判所HP

令和7年(行ツ)第125号 年金額減額処分取消等請求事件(破棄差戻)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/264/094264_hanrei.pdf

合議体の裁判官の1名が代わったが従前の口頭弁論の結果が陳述されないまま弁論が終結し、交代後の裁判官によってされた原判決に民訴法312条2項1号に規定する事由が存在するとされた事例。

参照条文等：民訴法249条1項

(刑事法)

【15】最三判令和7年7月7日 最高裁HP

令和6年(あ)第1161号 窃盗、強盗致傷被告事件(上告棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/261/094261_hanrei.pdf

(判旨)

原判決は、第1審裁判所が強盗致傷の被害者の検察官調書抄本を刑訴法321条1項2号前段により採用したこと(以下「本件証拠決定」という。)について、証拠能力をいまだ獲得していない証拠を採用し、事実認定に供した違法があるとして、第1審判決を破棄自判し(刑訴法397条1項、379条、400条ただし書)、第1審判決と同じ犯罪事実を前提に、第1審判決よりも軽い刑を言い渡した。

しかしながら、原判決は、本件証拠決定の時点で既に被害者が供述不能の状況にあったとも説示し、同時点で同法321条1項2号前段の要件を満たしていたと認めている。そうすると、原判決は、本件証拠決定それ自体が違法であるとはいえないにもかかわらず、同法379条に規定する事由があるとして第1審判決を破棄したことに帰し、このような原判決の判断には同法397条1項、379条の解釈適用を誤った違法がある。

もっとも、本件上告は被告人の申立てに係るものであり、違法は同法411条を適用すべきものとは認められないから、上告を棄却する。

参照条文等：刑訴法321条1項2号前段・379条

【16】最三判令和7年7月11日 最高裁HP

令和6年(あ)第264号 窃盗、電子計算機使用詐欺、覚醒剤取締法違反被告事件(原判決破棄、控訴棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/272/094272_hanrei.pdf

(事案)

第1審判決は、覚醒剤取締法違反の罪(使用・所持)及び氏名不詳者らと共謀して現金自動預払機から現金を引き出して窃取したという窃盗罪等の各犯罪事実を認定し、被告人を懲役4年に処した。

これに対し、被告人が控訴したところ、控訴審判決は、第1審判決が本件各電子計算機使用詐欺の共謀を認めた点には事実誤認があるとして、第1審判決を破棄して自判し、その余の罪について被告人を懲役3年6月に処し、本件各電子計算機使用詐欺について氏名不詳らとの共謀が認められないとして、無罪を言い渡した。

(判旨)

被告人は、終日現金自動預払機の設置場所付近で待機し、氏名不詳者らから電話で指示があれば直ちに、指示されたキャッシュカードを用いて現金自動預払機から現金を引き出し、氏名不詳者らの指示に従って、引き出した現金から報酬を差し引き、残りを指定されたコインロッカーに入れるなどして回収役の者に交付した。被告人は、暗証番号が記載された他人名義のキャッシュカードを更に受け取るなどしながら、これと同様の流れで、本件各窃盗に及んだ。

以上の事実関係は、被告人の引き出す現金が詐欺等の犯罪に基づいて被告人の所持するキャッシュカードに係る預貯金口座に振込送金されたものであることを十分に想起させ、本件のような態様の電子計算機使用詐欺も、被告人が想定し得る詐欺等の犯罪の範囲に含まれていたといえるから、被告人は、そのような電子計算機使用詐欺に関与するものである可能性を認識していたと推認できるから、被告人と氏名不詳者らとの間で、本件各電子計算機使用詐欺の共謀が認められる。

よって、原判決を破棄することとし、第1審判決の判断を維持するのが相当であるから、控訴を棄却する。

参照条文等:刑法246条の2

【17】福岡高判令和7年7月9日 裁判所HP

令和7年(う)第32号 強盗致死、有印私文書偽造・同行使、詐欺、電磁的公正証書原本不実記録・同供用(控訴棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/285/094285_hanrei.pdf

生活保護費の不正受給、領収書の偽造及び区役所保護課職員に対する提出、共犯者の親族に対する強盗致死、強取した通帳等を利用した預金の詐取等から成る一連の事案であり、被告人は、不正受給本体と、強盗致死事件、その後の預金詐取について無罪を主張したが、被告人の控訴理由を全て排斥し、原審判決を是認した。

また、懲役20年に処した原判決に対し量刑不当の主張もされたが、排斥された。

参照条文等:刑法240条等

(公法)

【18】最三判令和7年6月27日 裁判所HP

令和5年(行ヒ)第397号 生活保護基準引下げ処分取消等請求事件(破棄自判)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/225/094225_hanrei.pdf

(1)デフレ調整における改定率の設定について、生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)中の生活扶助基準の水準と一般国民の生活水準との不均衡を是正するために物価変動率のみを直接の指標として用いたことに、専門的知見との整合性を欠くところがあり、デフレ調整に係る厚生労働大臣の判断の過程及び手続には過誤、欠落があったものというべきであるとして、本件生活扶助基準の改定は生活保護法3条、8条2項に違反して違法である。(2)本件生活扶助基準の改定につき国家賠償法1条1項にいう違法があったということはできない。

参照条文等:生活保護法3条・8条2項、国家賠償法1条1項

【19】最三判令和7年6月27日 裁判所HP

令和6年(行ヒ)第170号 生活保護基準引下げ処分取消等請求事件(破棄自判)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/226/094226_hanrei.pdf

(1)デフレ調整における改定率の設定について、生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告

示第158号)中の生活扶助基準の水準と一般国民の生活水準との不均衡を是正するために物価変動率のみを直接の指標として用いたことに、専門的知見との整合性を欠くところがあり、デフレ調整に係る厚生労働大臣の判断の過程及び手続には過誤、欠落があったものというべきであるとして、本件生活扶助基準の改定は生活保護法3条、8条2項に違反して違法である。(2)本件生活扶助基準の改定につき国家賠償法1条1項にいう違法があったということはできない。

参照条文等:生活保護法3条・8条2項、国家賠償法1条1項

【20】最一判令和7年7月14日 裁判所HP

令和5年(受)第606号 事務管理費用償還等請求事件(破棄差戻)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/278/094278_hanrei.pdf

(裁判要旨)

市町村Aから一般廃棄物の処分の委託を受けた者が市町村Bの区域内で行った一般廃棄物の処分に起因して生活環境の保全上支障が生じ又は生ずるおそれがある場合に、市町村Bがその支障の除去等の措置を講じたときは、市町村Aとの関係において事務管理が成立し得る。

(理由)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)4条1項、6条1項、2項、6条の2第1項、2項の規定は、一般廃棄物の適正な処理により生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、市町村に、その区域内の一般廃棄物を適正に処理する責任を負わせたものと解される。

そして、市町村が市町村以外の者に委託して当該市町村の区域外で行った一般廃棄物の処分が一般廃棄物処理基準に適合せず、これに起因して生活環境の保全上支障が生じ又は生ずるおそれがある場合においても、委託市町村が自らその支障の除去等の措置を講ずる必要があるというべきである。上記の場合には、立地市町村(上記処分の場所がその区域内に含まれる市町村をいう。以下同じ。)において、当該立地市町村の住民の健康や生活環境への影響を防ぐといった観点から、その支障の除去等の措置を講ずることが求められることもあるが、委託市町村は、個々の排出者に代わって一般廃棄物の適正な処理に関する責任を負うものであって、その区域内において処分を行うことに伴う様々な事実上の負担を免れるという利益を得ているのであるから、本来的にその支障の除去等の措置を講ずべき地位にあるというべきであり、そのように解することが一般廃棄物の円滑な処理に資するものであり、関係市町村間の衡平にもかなうと考えられる。

参照条文等:民法697条1項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律4条1項・6条1項・2項・6条の2第1項・2項

【21】最一判令和7年7月17日 裁判所HP

令和5年(行ヒ)第276号 行政処分取消等請求事件(破棄差戻)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/297/094297_hanrei.pdf

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(令和4年法律第76号による改正前のもの)20条1項に基づく介護給付費の支給決定に係る申請を却下する処分が違法であるとした原審の判断に違法があるとされた事例。

要介護認定申請を経ることなくされた本件処分について、受けることができる介護給付のうち自立支援給付に相当するものの量を算定することができないとした上告人の判断が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められるか否かを判断するに当たっては、被上告人の心身の状況や被上告人の置かれている環境等の諸般の事情を踏まえた上で、要介護状態区分の認定を経ることなくその量を算定することができるというべき事情があるか否か等を考慮する必要があるというべきである。原審の判断には、市町村の裁量権に関する法令の解釈適用を誤った結果、受けることができる介護給付のうち自立支援給付に相当するものの量を算定することができないとした上告人の判断が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められるか否かについて審理を尽くさなかった違法があるというべきであるから、原判決中上告人敗訴部分は破棄を免れず、更に審理を尽くさせるため、同部分につき本件を原審に差し戻すとした。

参照条文等:障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(令和4年法律第76号による改正前のもの)7条等

【22】東京高判令和6年9月26日 判例時報2621号5頁

令和4年(ネ)第5242号 損害賠償請求控訴事件(取消・請求一部認容(上告受理申立))

Y(四街道市)が設置運営する市立保育所に入所していた当時3歳2ヶ月の児童Xが、同保育所で提

供されたホットドッグを誤嚥して一時心肺停止となり、寝たきりになるなどの後遺障害が残存したことにつき、X、その両親及び姉(以下「Xら」)がYに対し国家賠償法1条1項に基づき損害賠償金の一部金1億円、慰謝料、遅延損害金等の請求をした事案。

原判決(東京地判令和4年10月26日判時2592号77頁、法務速報279号10番で紹介)は、Xらの請求をいずれも棄却した。

控訴審は、(1)Xに提供されたホットドッグにつき、パンは唾液や牛乳等の影響で粘性・付着性が高くなって口の中や咽頭の中に残りやすく、ウインナーは表面滑らかで丸みを帯び弾性も強く、表皮があると相応の咀嚼能力が必要で、誤嚥による窒息の危険性が高く、(2)Xには知的障害があり、食べ物をよく噛まないで細くなる前に飲もうとしたり喉に詰まらせたりすることがあったとしたうえで、Xがホットドッグをよく噛まないまま飲み込もうとして誤嚥し窒息したと認定した。その上で、保育所所長等の管理職員としては、食事時の誤嚥事故防止対策として、ホットドッグの危険性について調理担当者や保育士に十分認識させるとともに、小さく切り分けるなど提供方法について十分配慮するよう調理担当者や保育士に周知し実践させる職務上の注意義務を負っていたと指摘し、義務違反がなければXの誤嚥は高度の蓋然性をもって避けられたから、当該管理職員に過失も認められるとして、原判決を取り消し、Xの請求を認容し、両親らの慰謝料請求を一部認容した。

参照条文等：国家賠償法1条1項、地方自治法245条の4第1項

【23】東京地判令和5年9月29日 判例タイムズ1532号203頁

令和4年(ワ)第22897号 国家賠償請求事件(一部訴え却下、一部請求棄却、控訴(後一部控訴棄却、一部訴え(訴審での変更後の訴え)却下、確定))

Xが、Y1(市)らに対し、子らと共に別居に踏み切った妻が単独で子らに係る子ども・子育て支援法20条1項に基づく教育・保育給付認定の申請(本件申請)及び保育所等の入所に係る申込みをしたことについてY1が教育・保育給付認定をしたため、子らに関する市立A保育所の利用契約が共同親権者の同意なく締結されたとしてその無効確認を求めると共に、Y1はXを同法上の「保護者」として扱ったうえで本件申請を判断すべきであったのに、違法に認定をしたとして、国家賠償法1条1項等に基づく損害賠償請求等を求めた事案。

本判決は、前者については、そもそもY1が本件利用契約の存在や有効性を主張したことがあるとは認められないから、契約の無効を確認する利益を欠くとして当該請求を却下した。後者については、教育・保育給付認定の申請をすることができる「保護者」(子ども・子育て支援法20条)とは「親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者」と規定されているところ(同法6条2項)、Xは、子らの親権者であるが、本件認定当時、Xによる子らに対する現実の監護が客観的に継続していたとはいえないから、Xが子らを「現に監護する者」であったとは認められないというべきで、これらの事情を認識していたY1が本件申請に係る本件認定をしたことは、何ら不合理とはいえないとして、当該請求を棄却した。

参照条文等：国家賠償法1条1項、子ども・子育て支援法1条・6条2項・19条・20条1項・2項・3項

【24】さいたま地判令和5年10月25日 判例時報2621号65頁

令和3年(ワ)第1398号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(控訴))

Yが設置する市立小学校に通学していたX(小学5年生の女兒)が、当時の担任教諭により給食を完食することを強要されるなどしたこと、同校の校長が教諭に対する不適切な指導をしたことなどにより精神的な苦痛を受けたとして、X及びその両親がYに対し損害賠償を請求した事案で、(1)給食完食強要の有無や(2)損害額が争点となった。

争点(1)につき、裁判所は、担任教諭が給食に関する指導としてクラスにおいて給食完食連続記録を掲げたこと自体は「食育」として通常行われる範囲の態様・程度を逸脱したとみることはできないが、同教諭が普段から私語が多い児童に対して怒鳴る、激高して机をたたき、ボールペンを黒板に向かって思い切り投げるなどの感情に任せる粗暴な指導をしていたことなどを指摘し、粗暴な指導をする教諭が掲げる記録はXにとって単なる目標の範囲を超えて相当の心理的負荷があったと説示した。また、同教諭は、Xの食事量が少なく配慮が必要なことを前年度担任から引き継ぎを受けていたほか、Xの親からも給食の減量申入れを複数回受け、Xが残飯を給食袋に入れて自宅に持ち帰っていたことを伝えられていた等により、Xの食事量が通常の児童の1割程度であることを認識し又は容易に認識し得たにもかかわらず、6割程度になるように盛り増ししたと認定し、これらの行為は事実上完食を強要するものであり、担任教諭として許される程度を超えて行われた指導として、Xの人格権を侵害する違法行為である旨判示した。その上で、争点(2)につき、担任教諭の違法行為によりXがストレスから腹痛や下

痴等の不調を来すようになったが、一方でXが他の児童との関係でもストレスを感じていたことや、心理カウンセリングを通じてXが幼少期から家庭内で圧迫された生活を送っていた可能性が示唆されていること等を考慮して、担任教諭の違法な給食指導により心身症を発症したことは認めず、Xの慰謝料30万円を認めるにとどまり、両親の慰謝料請求は認めなかった。

参照条文等：国家賠償法1条1項

【25】東京地判令和6年6月28日 判例タイムズ1532号119頁

令和5年(行ウ)第295号公文書公開決定取消請求事件(認容、控訴(後控訴棄却、上告、上告受理申立))

原告X(放送法に基づき設立された特殊法人)が、訴外第三者が渋谷区情報公開条例に基づいてした公文書の公開請求に対し、渋谷区長が原告の制作・放送に係るテレビ番組の制作過程で作成された文書に記録された情報の一部を公開する旨の決定をしたため、その決定の取消しを求めた事案。

本判決は、同公開条例6条3号アの「法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」に該当するか否かの点について、本件番組に関する取材の自由は憲法21条の精神に照らして十分に尊重され、当該番組の編集に関する自律的判断が放送法により保護される地位にあるところ、番組関連資料を一部であっても被告以外の第三者に公開されない権利利益は保護の必要性が高く、区民の知る権利に優越するとして、その該当性を認め、本件決定には本件条例上の非公開情報にあたるため公開すべきではない部分を公開するとした違法があるとして、原告の請求を認容した。

参照条文等：渋谷区情報公開条例(渋谷区平成元年条例第39号)6条3号ア

【26】大阪地判令和6年7月4日 判例タイムズ1532号95頁

令和4年(行ウ)第112号 難民不認定処分取消等請求事件(一部却下、一部認容、控訴(後控訴棄却))

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/242/093242_hanrei.pdf

チュニジア共和国国籍の外国人(原告)が、帰国すると同性愛者であることを理由に迫害を受けるおそれがあるとして、難民認定申請をしたところ、大阪出入国在留管理局長から難民認定をしない旨の処分を受け、これを不服として審査請求をしたが、法務大臣から審査請求を棄却する裁決を受けたため、国(被告)に対し、本件不認定処分及び本件裁決の取消しを求めた事案。

本判決は、原告が同性愛者であると認められるところ、チュニジアに帰国すると、家族からそれを理由に危害を加えられる現実的なおそれがあり、かつ、そのことにつき国籍国の保護を受けることができないものと認められるほか、同性愛者であることを理由に逮捕等の身体的拘束や訴追を受ける現実的なおそれがあることと認められるから、チュニジアに帰国すれば迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するといえ、難民に該当するとして、本件不認定処分の取消請求を認容した。

参照条文等：出入国管理及び難民認定法(令和5年法律第56号による改正前のもの)2条3号の2・61条の2第1項、難民の地位に関する条約1条、難民の地位に関する議定書1条

(社会法)

【27】大阪高判令和6年5月16日 判例タイムズ1532号36頁

令和5年(ネ)第417号 賃金等請求控訴事件(一部変更、上告、上告受理申立(後上告棄却、上告受理申立不受理))

生命保険会社(被告)の営業職員である原告が、被告に対し、被告が原告の賃金から業務上の経費を控除したことは労働基準法24条1項の賃金全額払の原則に反し許されないなどと主張して、控除された経費に相当する未払賃金、及び賃金債権に対する侵害を理由とする不法行為に基づく損害賠償又は不当利得返還の各支払などを求めた事案。

本判決は、原告と被告との間で経費負担にかかる包括的な合意があったとし、私的自治の範囲内のものとして合意の有効性を認め、賃金控除の合意に関しては、それが相殺合意の性質を有することに照らし、賃金全額払の原則に対する例外として、その合意が労働者の自由な意思に基づいてされたことと認めるに足る合理的な理由の存在が必要とされるところ、本件費用が労働者の個別の注文により発生し、あらかじめその負担を認識可能であること、給与に対する割合がおおむね5%以下で賃金控除の

影響が大きいとまではいえないこと、簡単な相殺処理がなされる点で原告にも便宜であったこと等から、合理的な理由が認められるとして、原告の請求のうち、原告が本件費用について給与からの控除に反対する意思を示した時点以降の費用に相当する金員の限度でのみ原告の未払賃金の請求を認めた。

参照条文等：労働基準法24条1項

(紹介済み判例)

大阪高判令和5年4月14日 判例時報2621号17頁

令和4年(ネ)第2515号 請求異議控訴事件(控訴棄却(確定))

→法務速報273号17番で紹介済み

最一決令和5年6月20日 判例時報2621号96頁

令和4年(あ)第640号 窃盗未遂被告事件(上告棄却)

→法務速報267号14番で紹介済み

最一判令和5年9月11日 判例時報2622号124頁

令和4年(あ)第125号 被告人Aに対する脅迫、被告人Bに対する強要未遂各被告事件(破棄差戻)

→法務速報269番12号で紹介済み

東京地判令和6年1月22日 判例タイムズ1532号219頁

令和4年(ワ)第70139号 特許を受ける権利の確認請求事件(第1事件)、令和5年(ワ)第70009号特許を受ける権利の確認請求事件(第2事件)(一部認容、一部訴え却下、控訴(後一部控訴棄却、一部取消))

→法務速報285号16番で紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/853/092853_hanrei.pdf

名古屋地判令和6年5月9日 判例タイムズ1532号129頁

令和3年(行ウ)第38号 難民不認定処分取消等請求事件(一部訴え却下、一部認容、控訴)

→法務速報283号19番で紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/033/093033_hanrei.pdf

仙台高判令和6年12月25日 判例タイムズ1532号28頁

令和5年(行コ)第19号 公金支出差止等請求控訴事件(一部訴訟終了、一部控訴棄却、上告、上告受理申立)

→法務速報285号21番で紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/708/093708_hanrei.pdf

最一判令和7年2月27日 判例タイムズ1532号24頁

令和5年(行ヒ)第297号 特別地方交付税の額の決定取消請求事件(破棄差戻)

→法務速報287号23番で紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/824/093824_hanrei.pdf

2. 令和7年(2025年)7月17日までに成立した、もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号
法律名及び概要

・衆法 217 37

ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律

・・・インターネットを利用して不特定の者に対し情報の発信を行う者が国内にある者に対して違法オンラインギャンブル等ウェブサイトを提示する行為等を禁止すること等を定めた法律。

・衆法 217 49

社会保険労務士法の一部を改正する法律

・・・社会保険労務士の使命を明らかにする規定を定め、社会保険労務士の業務に労務監査が含まれることを明記し、社会保険労務士が裁判所にともに出頭することとされている弁護士の地位を代理人に改め、名称の使用制限に係る類似名称の例示として社労士等を追加することを定めた法律。

・参法 217 9

手話に関する施策の推進に関する法律

・・・手話に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定める等について定めた法律。

・閣法 217 52

独立行政法人男女共同参画機構法

・・・男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に係る関係者相互間の連携及び協働の促進、当該施策の策定及び実施に関する業務に従事する職員等に対する研修、当該施策の策定及び実施に資する専門的な調査及び研究等を行う独立行政法人男女共同参画機構を設立し、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めた法律。

・閣法 217 53

独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

・・・男女共同参画社会基本法において男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進するための機関としての独立行政法人男女共同参画機構の役割を定め、関係法律の規定の整備等を行うことを定めた法律。

3. 7月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

東京弁護士会 法制委員会／編 新日本法規 4,290円

こんなに変わった! 家族法制 離婚後共同親権・養育費・親子交流等★

裁判所職員総合研究所／監修 法曹会 4,500円

財産開示事件及び第三者からの情報取得事件に関する書記官事務の研究

鈴木啓太 西村裕一 木曾賢也／著 日本加除出版 3,740円

Q & A 交通事故の示談交渉における保険会社への主張・反論例

牧野和夫／著 日本加除出版 3,960円

英文契約書の基礎と実務 知識0から契約交渉のプロを目指す

4. 7月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

白石忠志／監修 池田毅 藪内俊輔 秋葉健志 松田世理奈 実務競争法研究会／編著 第一法規
5,720円

景表法の道標 事例から読み説き導き出す解

藤原総一郎／著 商事法務 2,860円

解説 早期事業再生法 多数決による私的整理の実務★

北周士／編 第一法規 3,850円

工夫次第でここまで出来る！弁護士ミニマム経営のポイント

東京弁護士会倒産法部／編 商事法務 5,280円

破産申立マニュアル(第3版)

林敬祐／著 金融財政事情研究会 4,400円

実務論点 ブロックチェーンの法務 暗号資産と電子決済手段

高井章光／編著 稲田和也 岩崎政明 曾我幸男 西島良尚／著 商事法務 5,500円

事業提携契約の実務と理論的展開

5. 発刊書籍<解説>

「こんなに変わった！ 家族法制 離婚後共同親権・養育費・親子交流等」

離婚後の子の養育に関する改正の要点と実務上の留意点が、関連法令を踏まえてQ & A方式で分かりやすく解説されている。改正の経緯や背景についても解説されており、法改正の趣旨を理解するの

に有用な本である。

「解説 早期事業再生法 多数決による私的整理の実務」

2026年中に施行予定の債権者の多数決による私的整理を認める早期事業再生法について、現行の諸制度と比較しながら、導入の経緯、概要、手続の流れが解説されている。事業再生の新制度のポイントを学ぶことのできる有益な本である。

Copyright (C) 公益財団法人日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。